

川崎市交通局規程第 1 4 号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和 3 8 年交通局規程第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 7 1. 2 5」を「1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 1 4 条及び第 1 5 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程第 1 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。